一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命 年金通信

年金トピック

No.2019－42
第 10 号

2019 年 8 月 5 日
団体年金サービス部
企 業 年 金 業 務 室

【確定給付企業年金】
平成 31 年 3 月末財政決算諸数値の集計結果のご報告

平成 31 年 3 月末（※）にて財政決算を実施した、当社単独・総幹事受託団体（基金型 46 団体、規約型 265 団体）の財政決算時点における「時価ベース利回り」、「財政検証（継続基準、再計算の要否、非継続基準）」の集計結果をご報告させていただきます。

※　対象件数の多い平成 31 年 3 月末財政決算団体を対象に分析しております。平成 30 年 4 月末から平成 31 年 3 月末までの財政決算結果の年度集計値については、別途ご報告を予定しております。

目次

１．時価ベース利回り　・・・　2　～　4
２．継続基準による財政検証と再計算の要否の結果　・・・　5　～　7
３．非継続基準による財政検証結果　・・・　8　～　9

１．時価ベース利回り

（単位：件）

	基金型		規約型	
	平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末
5%以上	—	5(11.1%)	9(3.4%)	51(19.2%)
4%以上　5%未満	—	8(17.8%)	9(3.4%)	18(6.8%)
3%以上　4%未満	1(2.2%)	12(26.7%)	15(5.7%)	20(7.5%)
2%以上　3%未満	10(21.7%)	9(20.0%)	29(10.9%)	17(6.4%)
1%以上　2%未満	21(45.7%)	7(15.6%)	55(20.8%)	61(22.9%)
0%以上　1%未満	9(19.6%)	3(6.7%)	142(53.6%)	81(30.5%)
0%未満	5(10.9%)	1(2.2%)	6(2.3%)	18(6.8%)
総計	46(100.0%)	45(100.0%)	265(100.0%)	266(100.0%)
平均	1.27%	3.08%	1.47%	2.48%

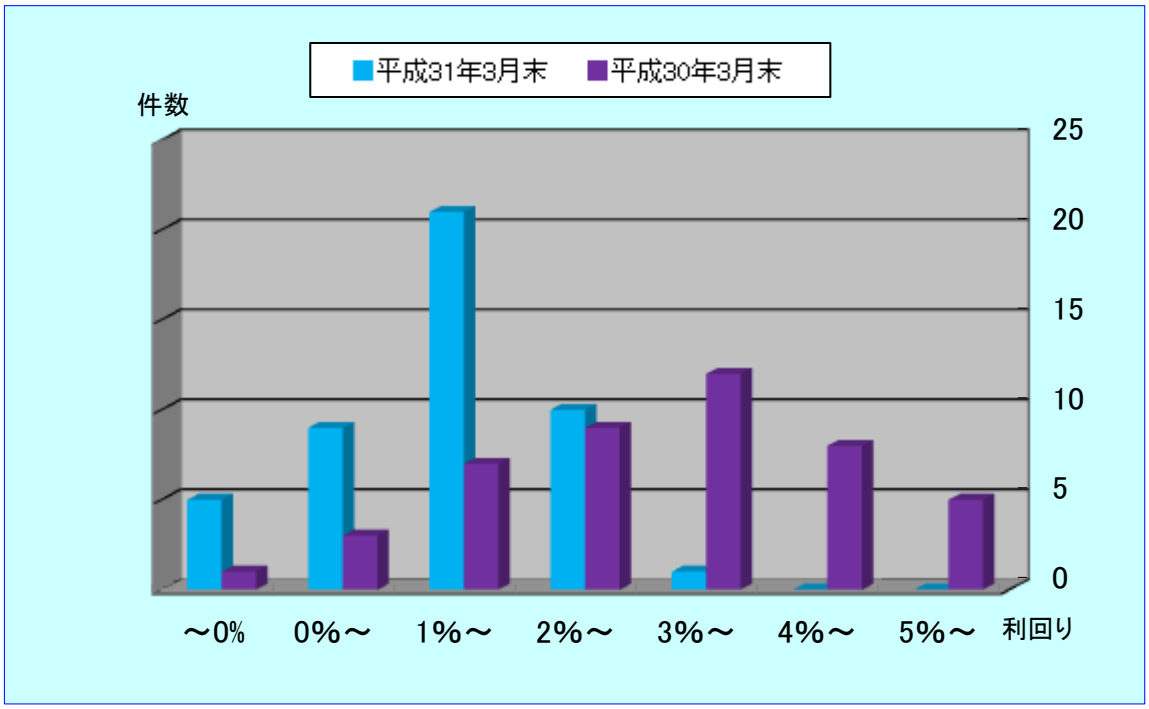
（注）表中の（ ）内は各総計に対する占率を記載しています。

【コメント】

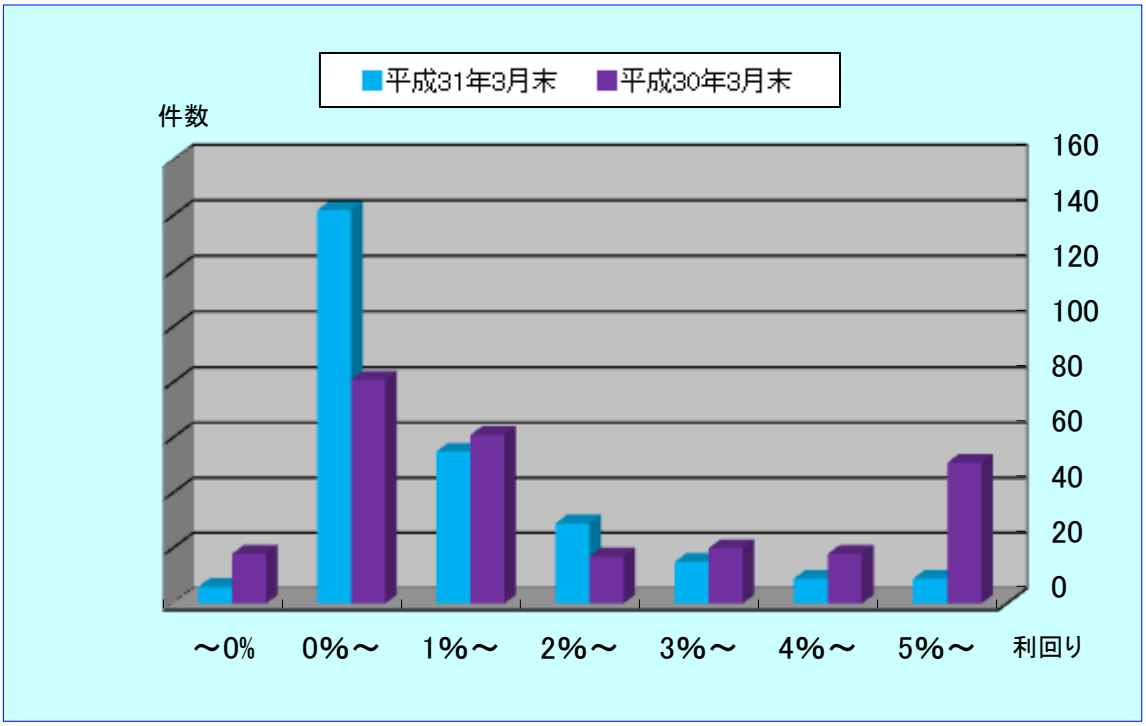
① 平成31年3月末財政決算団体における時価ベース利回りの平均は、基金型1.27%、規約型1.47%で、昨年度と比較して基金型は1.81ポイント減少し、規約型は1.01ポイント減少しました。

② 規約型のうち本則基準の団体における時価ベース利回りの平均は1.60%、簡易基準の団体における時価ベース利回りの平均は1.19%でした。

◆　時価ベース利回り（基金型）



◆　時価ベース利回り（規約型）



【ご参考】

基金型および規約型のうち本則基準の団体を対象といたしまして、財政決算時点で適用されている予定利率別に時価ベース利回りを集計いたしました結果は次のとおりです。

◆ 予定利率別時価ベース利回り（基金型）

＜基金型＞

時価ベース利回り / 予定利率	0.0%未満	0.0%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 3.0%未満	3.0%以上 4.0%未満	4.0%以上 5.0%未満	5.0%以上	総計
3.0%以上	2	2	2	1	1			8
	(4.3%)	(4.3%)	(4.3%)	(2.2%)	(2.2%)			(17.4%)
2.5%以上3.0%未満	2		6	4				12
	(4.3%)		(13.0%)	(8.7%)				(26.1%)
2.0%以上2.5%未満		6	7	2				15
		(13.0%)	(15.2%)	(4.3%)				(32.6%)
1.5%以上2.0%未満	1	1	4	3				9
	(2.2%)	(2.2%)	(8.7%)	(6.5%)				(19.6%)
1.0%以上1.5%未満			2					2
			(4.3%)					(4.3%)
総計	5	9	21	10	1	0	0	46
	(10.9%)	(19.6%)	(45.7%)	(21.7%)	(2.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

対象46団体のうち、時価ベース利回りが予定利率以上となっているのは10団体（上図台形部分。基金型全体の21.7%）です。

◆ 予定利率別時価ベース利回り（規約型のうち本則基準）

＜規約型（本則のみ）＞

時価ベース利回り / 予定利率	0.0%未満	0.0%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 3.0%未満	3.0%以上 4.0%未満	4.0%以上 5.0%未満	5.0%以上	総計
3.0%以上	1	22	5	9	2	1		40
	(0.6%)	(12.2%)	(2.8%)	(5.0%)	(1.1%)	(0.6%)		(22.1%)
2.5%以上3.0%未満	5	15	17	7	4	3	3	54
	(2.8%)	(8.3%)	(9.4%)	(3.9%)	(2.2%)	(1.7%)	(1.7%)	(29.8%)
2.0%以上2.5%未満		30	13	7	4	3	4	61
		(16.6%)	(7.2%)	(3.9%)	(2.2%)	(1.7%)	(2.2%)	(33.7%)
1.5%以上2.0%未満		6	11	2	1			20
		(3.3%)	(6.1%)	(1.1%)	(0.6%)			(11.0%)
1.0%以上1.5%未満		1	4			1		6
		(0.6%)	(2.2%)			(0.6%)		(3.3%)
総計	6	74	50	25	11	8	7	181
	(3.3%)	(40.9%)	(27.6%)	(13.8%)	(6.1%)	(4.4%)	(3.9%)	(100.0%)

対象181団体のうち、時価ベース利回りが予定利率以上となっているのは38団体（上図台形部分。規約型のうち本則基準全体の21.0%）です。

【予定利率の設定について】

- 単年度のブレにより時価ベース利回りが予定利率を下回り利差損が発生することがあります。ただし、この利差損が恒常的に発生することは年金財政上好ましくありません。
- 恒常的な利差損の発生を回避するためにも、予定利率を積立金の運用収益の長期の予測（期待収益率）に基づき合理的に定めておく必要があります。
- 財政再計算の際には、予定利率が期待収益率に基づき合理的に設定されていることを年金数理人が確認し必要に応じて合理性についてコメントします。
- 期待収益率が予定利率より低い場合には、次回の再計算にむけて政策的資産構成割合の見直し又は予定利率の見直しをご検討ください。

2．継続基準による財政検証と再計算の要否の結果

（1）純資産額／責任準備金　（＝継続基準の積立水準）

（単位：件）

		基金型		規約型	
		平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末
1.2以上		22(47.8%)	21(46.7%)	85(32.1%)	80(30.1%)
1.1以上	1.2未満	13(28.3%)	14(31.1%)	46(17.4%)	52(19.5%)
1.0以上	1.1未満	10(21.7%)	8(17.8%)	57(21.5%)	60(22.6%)
0.9以上	1.0未満	1(2.2%)	1(2.2%)	73(27.5%)	69(25.9%)
0.8以上	0.9未満	—	1(2.2%)	4(1.5%)	5(1.9%)
	0.8未満	—	—	—	—
総計		46(100.0%)	45(100.0%)	265(100.0%)	266(100.0%)
平均		1.23	1.22	1.21	1.20

（注）表中の（ ）内は各総計に対する占率を記載しています。

（2）（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金　（＝再計算の要否の積立水準）

（単位：件）

		基金型		規約型	
		平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末
1.4以上		15(32.6%)	13(28.9%)	67(25.3%)	65(24.4%)
1.3以上	1.4未満	7(15.2%)	9(20.0%)	36(13.6%)	40(15.0%)
1.2以上	1.3未満	15(32.6%)	14(31.1%)	49(18.5%)	51(19.2%)
1.1以上	1.2未満	7(15.2%)	7(15.6%)	77(29.1%)	70(26.3%)
1.0以上	1.1未満	2(4.3%)	2(4.4%)	33(12.5%)	38(14.3%)
	1.0未満	—	—	3(1.1%)	2(0.8%)
総計		46(100.0%)	45(100.0%)	265(100.0%)	266(100.0%)
平均		1.35	1.34	1.36	1.36

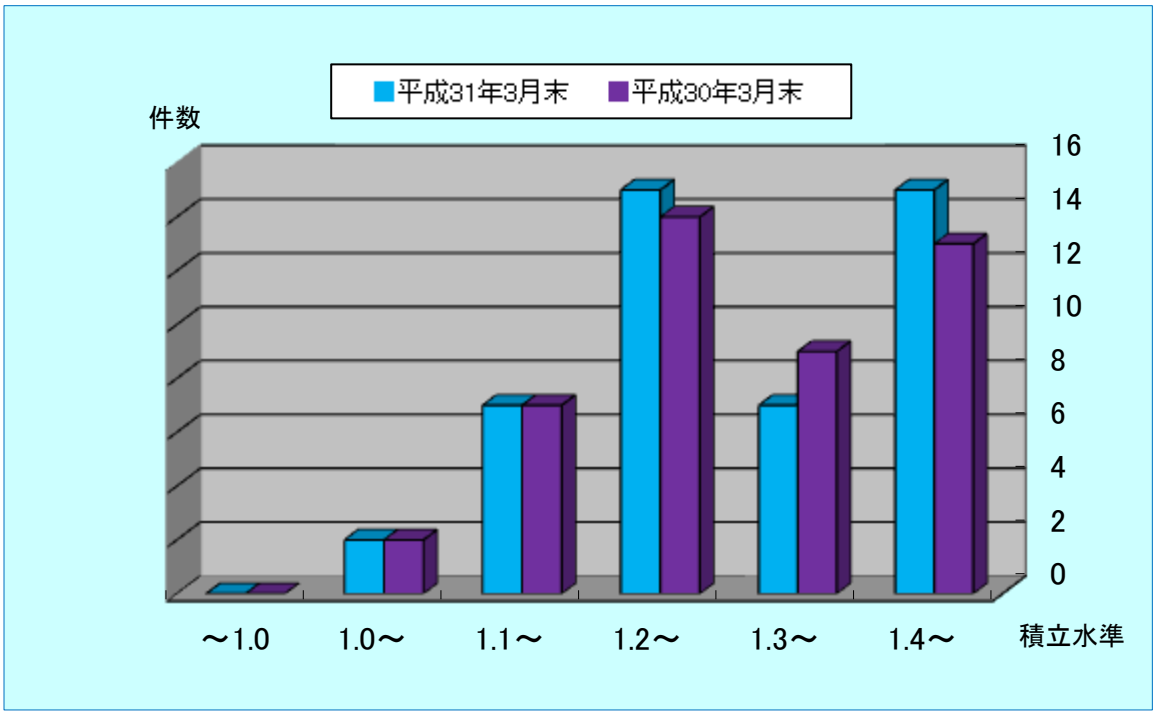
（注）表中の（ ）内は各総計に対する占率を記載しています。

【コメント】

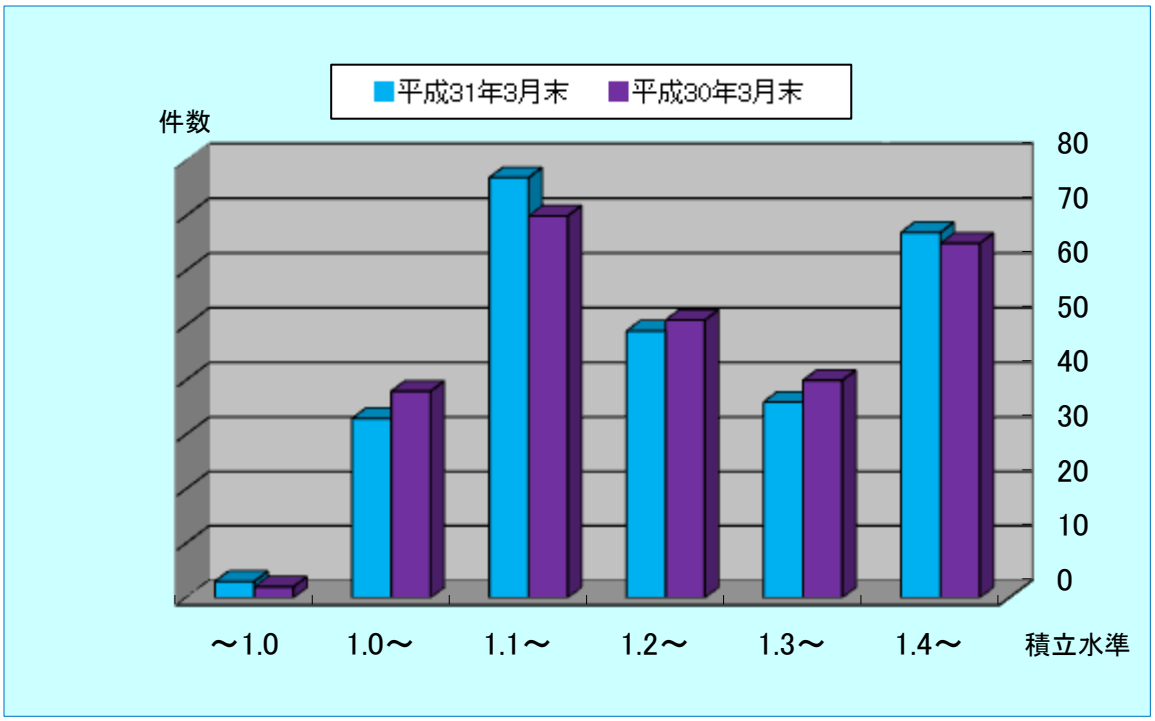
① 許容繰越不足金を含めた積立水準が1.0を下回ると、強制的に再計算を行い、繰越不足金を解消する必要があります。平成31年3月末財政決算において再計算が必要となった団体は、基金型では該当なし、規約型は3団体が該当しました。

② 再計算の要否の積立水準の平均については、基金型1.35、規約型1.36（うち本則基準1.38、簡易基準1.31）でした。

◆ 再計算の要否の積立水準（基金型）



◆ 再計算の要否の積立水準（規約型）



【ご参考】

「（１）純資産額／責任準備金　（＝継続基準の積立水準）」について、旧基準の責任準備金で集計いたしました結果は次のとおりです。

旧基準の責任準備金は、「数理債務 － 特別掛金収入現価 － リスク対応掛金収入現価」としています。

	基金型		規約型	
	平成 31 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
1.2 以上	25(54.3%)	―	92(34.7%)	―
1.1 以上　1.2 未満	10(21.7%)	―	45(17.0%)	―
1.0 以上　1.1 未満	10(21.7%)	―	51(19.2%)	―
0.9 以上　1.0 未満	1(2.2%)	―	73(27.5%)	―
0.8 以上　0.9 未満	―	―	4(1.5%)	―
0.8 未満	―	―	―	―
総計	46(100.0%)	―	265(100.0%)	―
平均	1.25	―	1.22	―

（注）表中の（ ）内は各総計に対する占率を記載しています。

3．非継続基準による財政検証結果

純資産額／最低積立基準額（ ＝非継続基準の積立水準）

（単位：件）

	基金型		規約型	
	平成 31 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
2.5 以上	—	1（2.2%）	18（6.8%）	24（9.0%）
2.0 以上 2.5 未満	2（4.3%）	1（2.2%）	22（8.3%）	23（8.6%）
1.5 以上 2.0 未満	10（21.7%）	9（20.0%）	56（21.1%）	56（21.1%）
1.0 以上 1.5 未満	28（60.9%）	28（62.2%）	140（52.8%）	141（53.0%）
1.0 未満	6（13.0%）	6（13.3%）	29（10.9%）	22（8.3%）
総計	46（100.0%）	45（100.0%）	265（100.0%）	45（100.0%）
平均	1.31	1.33	1.61	1.65

（注）表中の（ ）内は各総計に対する占率を記載しています。

【コメント】

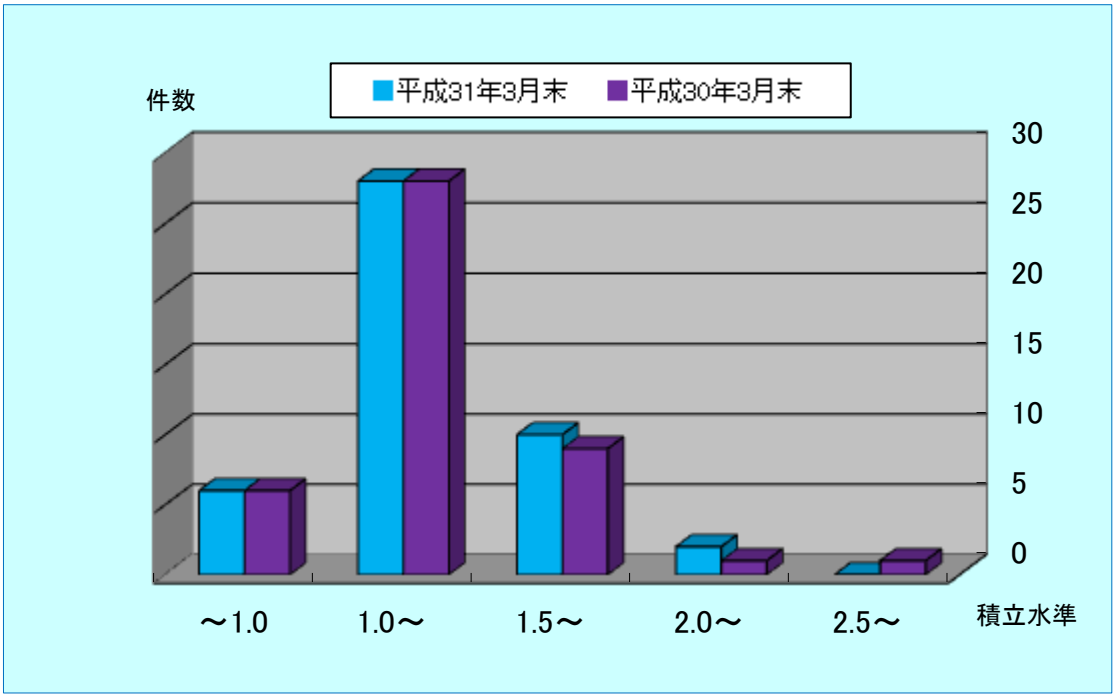
① 積立水準が 1.0 を下回ることが非継続基準に抵触する判定基準となります。しかしながら、直前の 3 事業年度の積立水準によって、1.0 を下回っても非継続基準の財政検証をクリアするケースがあります(※)。

② 平成 31 年 3 月末財政決算において積立水準 1.0 を下回っている団体は、基金型では 13.0%、規約型では 10.9%で、昨年度と比較して基金型は 0.3 ポイント減少し、規約型は 2.6 ポイント増加しました。

③ 積立水準の平均については、基金型 1.31、規約型 1.61（うち本則基準は 1.49、簡易基準は 1.86）でした。

※ 「当事業年度の積立水準が 0.90 以上」かつ「直前の 3 事業年度のうち 2 事業年度の積立水準が 1.00 以上」のケースが該当します。

◆ 非継続基準の積立水準（基金型）



◆ 非継続基準の積立水準（規約型）

